

格付提供方針等に基づく適時開示情報

- **信用格付業者の商号及び登録番号：**フィッチ・レイティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）
- **格付付与日（格付委員会における格付決定日）：**2015年12月4日
- **主任格付アナリスト：**森永輝樹
- **信用格付の付与について当社を代表して責任を有する者：**黒田 篤
- **信用格付の付与に当たり採用した次に掲げる事項の概要（区分：金融機関（保険会社））**
 - 信用状態に関する評価の前提となる事項及び信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準：弊社ウェブサイト（[「格付の定義」](#)）>「格付の定義をダウンロード」（PDF）に掲載された「格付及びその他の形態の意見に関する定義」を参照のこと。
- **信用格付の付与に係る方法（重要なものに限る）：**

「[Insurance Rating Methodology](#)」（2015年9月16日付）の概要は、以下のとおりである。

フィッチの保険会社の分析は、定性的要因および定量的要因に基づき行われ、保険会社に付与する発行体デフォルト格付(IDR)および保険会社財務(IFS)格付の決定要因となる。

定性的要因の例としては、ソブリン格付による制約、業界特性と事業環境、営業基盤と規模、会社の所有形態およびコーポレートガバナンスと経営の質などがあげられる。定量的要因の例としては、資本基盤と財務レバレッジ、財務の柔軟性、収益性、資産運用リスク、資産負債総合管理(ALM)、準備金積立ての状況および再保険などによるリスク管理の状況などがあげられる。

フィッチでは、これらの様々な要素について、予め一定のウェイト付けを行うことはない。これは、個々の事情により適切なウェイトが異なってくると考えるためである。一般的な指針として、あるカテゴリーが他より著しく弱い場合、この最も弱い要素が分析においてより大きなウェイトを占める傾向がある。
- **信用格付の対象となる事項の概要：**

格付対象先：第一生命保険株式会社

格付アクションの内容：

 - 保険会社財務格付：「A」*に据え置き、アウトロックは「安定的」
 - 長期 IDR：「A」*に据え置き、アウトロックは「安定的」
 - 米ドル建永久劣後特約付社債（利払繰延条項付、発行額：13億米ドル、金利：当初固定金利、一定期間経過後変動金利）：「A-」**（Aマイナス）に据え置き
 - 米ドル建永久劣後特約付社債（利払繰延条項付、発行額：10億米ドル、金利：当初固定金利、一定期間経過後変動金利）：「A-」**（Aマイナス）に据え置き
- **格付関係者の氏名又は名称：**第一生命保険株式会社
- **信用格付の付与に係る格付関係者からの依頼および非公開情報の入手の有無：**

*当該格付は発行体又はその代理人からの依頼に基づくものであり、フィッチは本格付の提供にあたり格付手数料を受領しています。

**当該格付は依頼に基づくものではなく、フィッチが投資家向け情報サービスの一環として提供するものです。フィッチは、格付の付与に係る過程において、当該格付関係者から公表されていない情報を入手しております。
- **付与した信用格付の前提、意義及び限界：**

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対

象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

- **信用格付の付与に当たり利用した主要情報に関する以下の事項**

(1) 当該情報の概要 :

- a) 有価証券報告書
- b) 決算短信
- c) 格付関係者が発表したプレスリリース
- d) 格付対象債券の目論見書

(2) 当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要 :

上記情報については、それぞれ以下であることを確認した。

- a) 格付関係者による法定開示であり、また当該情報に関する第三者検証（監査）は実施済み
- b) 証券取引所の適時開示ルールに則り格付関係者から提供された公開情報
- c) 格付関係者がインターネット等により広く一般に公開している情報
- d) 格付関係者により信頼すべきものと推奨されている情報

(3) 当該情報の提供者 : 第一生命保険株式会社

- **当社に対して直近1年以内に講じられた監督上の措置の内容 : なし**

フィッチの全信用格付は、所定の制約及び免責の対象となっています。弊社ウェブサイトから当該制約及び免責事項をご覧ください（www.fitchratings.co.jp : 「格付の定義」 > [「信用格付を理解する：利用と制約」](#)）。さらに、格付の定義及び利用規約は弊社のウェブサイト www.fitchratings.co.jp に掲載されています。公表された格付、格付基準、格付手法も同サイトに常時掲載されています。フィッチの行動規範、守秘義務、利益相反、関連会社間のファイアウォール、コンプライアンス及びその他の方針・手続等も www.fitchratings.com / www.fitchratings.co.jp 上の「Code of Conduct」 / [「行動規範」](#) のセクションにてご覧いただけます。